

薬価の本体価格による価格交渉にご理解、ご協力をお願いします。

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

- **薬** 価には消費税分が含まれており、**損税は発生していません。**
- **当** 連合会では、各社が統一して薬価から消費税分を控除した薬価の本体価格による価格交渉ができるよう**表示カルテルを実施**しており、公正取引委員会にも受理されております。
- **今** 後、消費税を8%から10%に引き上げることが予定されており、できる限り速やかに**薬価の本体価格による価格交渉を定着**させる必要がありますので、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

(注) 表示カルテルにおける薬価の本体価格の算定方法は、
薬価の本体価格 = 薬価 × 100 / 108 としております。